



熊本県公報

第 1 2 1 9 0 号
平成 25 年 2 月 19 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 宇城広域連合の規約の一部変更…………… (市長村行政課) 1
 - 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
 - 道路の使用開始…………… (道路保全課) 1
 - 道路の使用開始…………… (//) 2
- 公 告**
- 建築基準法第42条2項に基づく道路の指定…………… (建築課) 2
 - 八代市田中町土地区画整備事業の事業計画変更の認可…………… (都市計画課) 2
 - 建築士法に基づく二級建築士の免許取消…………… (建築課) 3
 - 建築士法に基づく二級建築士の免許取消…………… (//) 3
 - 公共測量の実施…………… (監理課) 3
 - 公共測量の実施…………… (//) 3
- 登 載 依 頼**
- 阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (阿蘇地域保健医療推進協議会) 3
- 正 誤**
- 平成25年2月8日熊本県公報第12187号目次中…………… (県政情報文書課) 4

告 示

熊本県告示第147号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成25年1月25日付けで宇城広域連合長から宇城広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更に係る申請があり、平成25年2月8日付けでこれを許可した。
 平成25年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第148号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成25年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
杉山 泰光	杉山 泰光	玉名市山田1382-3	平成25年2月4日

熊本県告示第149号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成25年2月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
 平成25年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	碓石中田線	天草市新和町碓石 2331番1地先から 同所 2328番2地先まで	46.0	一括道路
		天草市新和町碓石 2326番1地先から 同所 2006番5地先まで	136.0	

2 供用を開始する期日 平成25年2月20日

熊本県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年2月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字橋場 5423番1地先から 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字木落 5503番9地先まで	580.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成25年2月19日

公 告

熊本県公告第91号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成25年2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 菊池第10号の2
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成25年2月7日
- 4 指定道路の位置
菊池市出田100番9内、同250番31内、同250番33内、菊池市泗水町吉富
100番7内、同100番8内、同100番35内及び同100番87内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 268.00メートル

熊本県公告第92号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により八代市田中町土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年2月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 組合の名称 八代市田中町土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成22年4月15日から平成26年3月31日まで
- 3 施行地区
熊本県八代市田中町字前田及び字畦道の各一部

- 4 事務所の所在地 八代市田中町388番地
- 5 設立認可の年月日 平成22年4月15日
- 6 変更認可の年月日 平成25年2月8日

熊本県公告第93号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の取消しをした年月日 平成25年2月8日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 中島雄一郎 二級建築士 第4720号
- 3 免許の取消しの理由 本人から免許の取消しの申請があったため。

熊本県公告第94号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 免許の取消しをした年月日 平成25年2月8日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号 有江正知 二級建築士 第5867号
- 3 免許の取消しの理由 本人から免許の取消しの申請があったため。

熊本県公告第95号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により熊本地方務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量 (基準点測量)	平成25年2月12日から 平成25年3月31日まで	八代市三楽町の一部、 新地町(全部)、塩屋 町(全部)、八幡町(全部)

熊本県公告第96号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により九州地方整備局立野ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成25年2月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量 (数値撮影、数値図化)	平成25年1月16日から 平成25年3月29日まで	阿蘇郡南阿蘇村及び菊 池郡大津町地区

登載依頼

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年2月19日

阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会
(阿蘇地域健康危機管理推進会議) 会長

- 1 開催日時
平成25年2月20日(水) 16時から18時まで

- 2 開催場所
阿蘇市内牧 1 2 0 4
熊本県阿蘇保健所 2 階 会議室
- 3 議題
 - (1) 平成 2 5 年度病院群輪番制病院運営事業について
 - (2) 救急搬送の状況について
 - (3) 健康危機管理について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
1 0 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のう
え、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市内牧 1 2 0 4
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務企画課)
(電話 0 9 6 7 - 3 2 - 0 5 3 5)

正 誤

平成 2 5 年 2 月 8 日熊本県公報第 1 2 1 8 7 号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	3 3	警察本部運転免許試験課	警察本部試験課